

レリ

左記

第三回要書

一、解雇される米倉清外三名は、解雇されること
 二、工務主任及橋本工務の退職を認むるべし
 三、賃銀の二割を本給の繰上金として増給すること
 四、病欠手当は、左の如きこと
 一、一箇月以上病欠の場合、毎月の勤怠を以て、毎日本給の半額を
 二、一箇月未満の場合、毎月の勤怠を以て、毎日本給の半額を

二、男中若年を以て、二十日以上三ヶ月以下に及ぶ時は、本
 給の外、投着手当中より、毎日本給の半額以上を以て、五割を
 三、男中若年を以て、二十日以上三ヶ月以下に及ぶ時は、本
 給の外、投着手当中より、毎日本給の半額以上を以て、五割を

六、解雇手当は、退職手当の半額を以て、
 一、一箇月未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 二、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 三、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分

七、衛生設備の完成、降下食糧の改善並に、港場新設
 八、食料の復旧に着手し、相違を繰越すべし
 九、食料の復旧に着手し、相違を繰越すべし
 一〇、男女工便所の区別を以て、
 一一、養育場を以て、児童の養育を以て、安全を以て、
 一二、食糧の復旧に着手し、相違を繰越すべし
 一三、食糧の復旧に着手し、相違を繰越すべし
 一四、食糧の復旧に着手し、相違を繰越すべし

一、一箇月未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 二、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 三、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 四、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 五、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 六、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 七、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 八、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 九、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 一〇、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 一一、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 一二、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 一三、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分
 一四、六十日未満十五日以下、六十日未満は、三十日分

右及中(直)教候也

第三回要書

以上